

年金制度の改正について (月刊日通より)

「厚生省年金局年金課長補佐 小出顕生」

十一月二日、「国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、同九日公布された。今回の年金制度の改正は五年に一度の財政再計算に伴うものであり、六十歳前半の厚生年金の見直しをはじめ、改正内容は多岐にわたっているが、本稿では、障害年金の改善点に絞って、内容を紹介する。

1 年金額の改善

年金は、基礎年金、厚生年金とも、五年に一度の財政再計算時に、国民の生活水準の向上等にに応じて引き上げ、次の財政再計算までの間は、物価の上昇に応じて引き上げることにより、実質価値を維持している。

本年は財政再計算の年であり、年金改正法の成立により、障害基礎年金の額は、一級が月額八一、二五〇円、二級が月額六五、〇〇〇円に引き上げられた。障害厚生年金の額についても、平成六年四月の物価スライド後の額から三・四%引き上げられるとともに、三級の最低保障額も月額四八、七五〇円とされた。

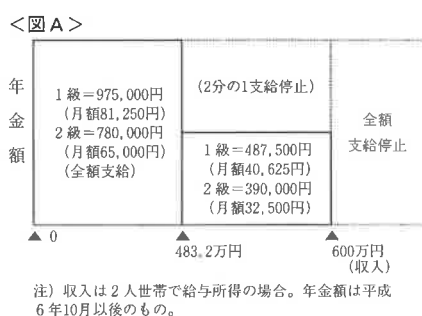
また、障害基礎年金の子の加算、障害厚生年金の配偶者の加算の額も月額一八、七〇〇円に引き上げられた。これらの年金額の改善は、いずれも十月分の年金から適用される。

2 障害基礎年金所得制限の改善

二十歳前障害にかかる障害基礎年金については、本人の保険料提出がなく、その費用が税や他の加入者の保険料により賄われているため、受給権者に一定以上の所得がある場合、支給を制限することとしている。所得制限の限度額は、毎年九十九%の者が年金を受給できるよう支給率維持の考え方で引き上げを行い、現在は、年収四百八十三万二千円(平成六年度、二人世帯のケース)とな

っているが、この額を超えると、年金が金額支給停止され、これが障害者の就業意欲を阻害する原因にもなっている指摘されていた。

今回の改正では、前記の額を越えても、六百万円以下の場合には年金額の二分の一のみを停止し、六百万円を超える場合に金額支給停止とする二段階制が導入され、これにより、現行の仕組みが緩和されることとなった。この改善は、所得制限による年金の停止が毎年八月から翌年の七月までとなっていることから平成七年八月から実施されることとなっている。(図A)

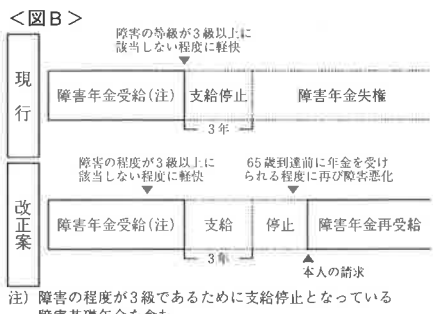


注) 収入は2人世帯で給与と所得の場合。年金額は平成6年10月以後のもの。

3 三年失権規定の廃止

現在は、障害基礎年金や障害厚生年金の受給権者が三年以上障害等級三級以上に該当しなくなった場合は年金が失権し、その後、再び傷病が悪化し、障害等級に該当しても年金が支給されない。しかし、内部障害等ではその後悪化するケースがあるため、今回改正では、失権ではなく、支給停止のままとする。再発した場合に本人の請求に基づき年金を支給することとした。この改正は、公布日(平成六年十

一月九日)に施行されており、既に失権しているが、障害の状態にある者については、請求の翌月分から年金が支給されることになる。(図B)



4 障害基礎年金の支給の特例

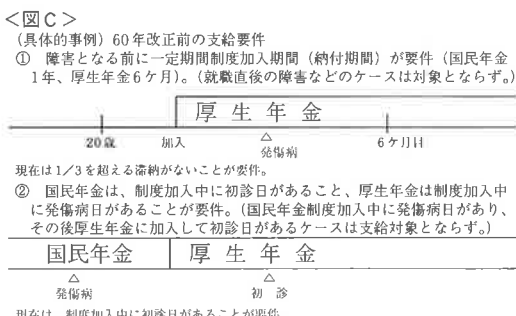
昭和六十年改正前においては、国民年金、厚生年金が分立しており、それぞれ独自の要件に基づき障害年金が支給されていた。厚生年金では六ヶ月以上、国民年金では一年以上制度に加入していることが要件となっており、これ以前に障害となった場合には障害年金が支給されなかった。

また、国民年金は制度加入中に初診日があること、厚生年金は制度加入中に発病日があることが要件であったため、これと逆に、国民年金加入中に発病日があり、その後、厚生年金に加入して初診日がある場合は障害年金が支給されなかった。

六十歳改正により、二十歳以上の者は全て国民年金に加入することとなったので、このような「制度の谷間」による無年金は生じなくなった。今回の改正では、このような制度に加入し保険料提出を行っていたが当時の障害年金の支給要件に該当しなかったため障害年金が支給されないケースについて、現在の支給要

件に該当する場合には、本人の請求に基づいて特例的に障害基礎年金を支給することとした。

なお、この場合の障害基礎年金については、二十歳前障害に係る障害基礎年金と同様、本人の所得に基づく所得制限が設けられている。この改正も、公布日(平成六年十一月九日)に施行されており、要件に該当する者は、請求の翌月分から年金が支給されることになる。(図C)

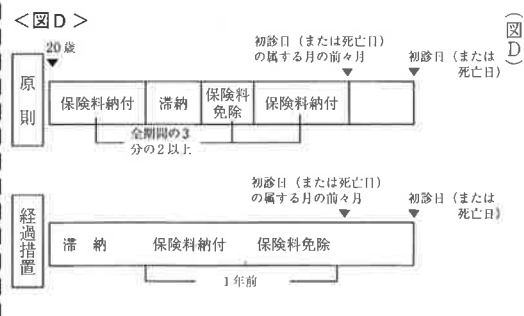


5 障害年金の支給要件の特例の延長

障害年金の支給を受けるためには、障害になる前に保険料を納めた期間と保険料免除となった期間を合計した期間が被保険者期間の三分の二以上あることが必要である。このため、例えば、二十歳から二十二歳まで三年間保険料を滞納し、その後就職したような場合、就職後六年間経つまでに障害になると無年金になってしまうことになる(六年/三年十六年二/三)。

このようなケースも考えられることから、初診日以前の納付要件については、経過措置により、直近一年間滞納がなければよいこととしてお

り、今回の改正では、平成七年度末までとなっていたこの特例措置を平成十七年度末まで十年間延長した。



※Jパンク倶楽部 申込書様式が変わりました

JRパンク倶楽部への申込書様式が新規・更新共に変わりました。新しい申込み用紙は、市各福祉事務所に並びに県身障協会事務局にあります。

なお、割引切符の種類や、割引率その他の条件などの内容は従前(平成六年八月二十五日付の会報に掲載)と同様です。

◎申込書の変更部分について

★ 申込書新規分については、一番下欄の最寄り駅が無くなり障害等級を記入するように変更しました。言・聾・肢・内・部と障害別に記入してください。

★ 申込書更新分については、新規と同様最寄り駅が無くなり使用回数記入することに変更しました。ジパンク倶楽部JR乗車券購入証を前年(更新前)使用した旅行記録証の回数を記入してください。

有料道路の障害者割引制度について

有料道路通行料金の障害者割引対象の拡大については前回(六年八月二十五日付)お知らせしましたが、割引措置を受けようとする方は、市町村の窓口で次のような手続きを行って下さい。

◎所定の申請書に必要事項を記入し、身体障害者手帳又は療育手帳の所定の箇所に、割引対象となる自動車登録番号の記載を受け、割引証の交付を受けて下さい。乗用自動車、ライトバン等又は身体障害者輸送車で、本人又は家族が所有するもの(営業用自動車を除く)につき記載を受けることができます。ただし、介護者が運転する場合、本人また家族がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該の重度の障害者又は重度の精神薄弱者を継続して日常的に介護する方が所有するもの一台につき記載を受けることができます。(営業用自動車を除く)

なお、介護者運転について割引措置を受けようとする重度の身体障害者又は重度の精神薄弱者は、身体障害者手帳又は療育手帳の所定の箇所に、介護者運転割引の対象であることを示す押印を受けて下さい。

◎割引措置を受ける方法は次のとおりです。

料金を支払う際に、身体障害者手帳又は療育手帳を提示して、自動車登録番号等の確認を受けるとともに氏名及び手帳の番号をあらかじめ記入した割引証を提出して下さい。

◎本措置について違反行為があった場合には、違反行為に応じて割引証の交付停止等の措置が講じられます。

なお不明な点は、市町村福祉担当課にお問い合わせ下さい。